

●香川県告示第57号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和5年3月14日から同年4月3日まで一般の縦覧に供する。

令和5年3月14日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 三木津田線（37号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
さぬき市造田野間田字東内間 81番2地先から さぬき市造田乙井字川南742 番6地先まで	11.3~13.6	104	令和3年12月14日付け香川県告示第464号で変更した区域

- 4 供用開始の期日 令和5年3月14日